第3回近畿地方年金記録訂正審議会総会

平成29年4月13日

資料 1

会長の選任について

近畿地方年金記録訂正審議会 委員名簿

平成 29 年 4 月 13 日現在

	一个成 29 千 4 万 10 日現任
東 尚吾	弁護士
伊月 圭子	税理士、社会保険労務士
今中 邦雄	社会保険労務士
今村 世津子	特定社会保険労務士
井村 佐都美	社会保険労務士
大串 恵子	税理士、社会保険労務士
大野 潤	弁護士
川村 哲二	弁護士
岸本 由起子	弁護士
北山 孝次	大阪府行政書士会名誉会長
小牧 美江	司法書士
塩 雅晴	元大阪読売サービス株式会社代表取締役社長
鈴木 哲	大阪府行政書士会専務理事
関戸 一考	弁護士
田中 雅子	行政書士
谷山 良子	行政書士
中石 慶子	大阪府社会保険労務士会副会長
中村 祐子	特定社会保険労務士
濱 和哲	弁護士
早澤 照一	税理士
東山 明美	社会保険労務士
藤原 郁子	大阪府社会保険労務士会常任理事
松村 信夫	弁護士
溝渕 一也	税理士
山下 大	税理士
吉井 寛	大阪司法書士会副会長
吉岡 奈美	税理士、社会保険労務士
渡辺 善雄	税理士、社会保険労務士

(注) 五十音順、敬称略

〔計 28名〕

地方年金記録訂正審議会規則(抜粋版)

(平成27年4月10日厚生労働省令第83号) - 抄-

(会長)

第五条 審議会に、会長を置き、委員の互選により選任する。

- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を行う。

(部会)

第六条 審議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

- 2 部会に属すべき委員等は、会長が指名する。
- 3 部会に、部会長を置き、当該部会に属する委員等のうちから、会長が指名する。
- 4 部会長は、当該部会の事務を掌理する。
- 5 部会長に事故があるときは、当該部会に属する委員等のうちから部会長が あらかじめ指名する者が、その職務を代理する。
- 6 審議会は、その定めるところにより、部会の議決をもって審議会の議決と することができる。